

第1回 西九州北部地域（仮称）連携中枢都市圏協議会

日時：2017/5/17 14:00～15:30

場所：JA ながさき西海会館 4階大ホール

1. 開会

- 開会挨拶（佐世保市企画部長）

2. 開催市長挨拶

- 佐世保市長

3. 協議会規約（案）

- 規約（案）説明（佐世保市企画部長）

4. 議事

【事務局】（政策経営課）

- ・連携中枢都市圏の概要等について
- ・当都市圏の現状について
- ・審議事項
 - ①都市圏形成協議・検討体制（案）について
 - ②都市圏参画判断決定までのスケジュール（案）について
 - ③都市圏形成全体スケジュール（案）について
 - ④都市圏形成組織（案）について
 - ⑤都市圏形成の意思決定の手続き（案）について
- ・全国の連携中枢都市圏形成状況について
- ・他都市圏の取組み事例について

5. 質疑応答

- （伊万里市）

県をまたいだ連携であるが、県をまたいだ連携は他にもあるのか。九州内では久留米市は鳥栖市を含んでいるのか。

<回答>

県をまたいだ都市圏は、広島広域都市圏、備後圏域及び山口県央連携都市圏域の3つが形成されている。

国が公表している情報によると、久留米市の圏域は大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町となっており、鳥栖が含まれたとの情報は持ち合わせていない。

- （平戸市）

連携協約の締結方法について、佐世保市と各自治体の1対1の連携協約となるが、複数の市と連携事業が重複した場

合で、その連携事業が重なるものと異なるものが混在する場合の連携協約の取りまとめ方はどのように行うのか。

例えば、3つの自治体で共通事務を行うとし、そのうち2つの自治体が別の事務を共同で行う場合、連携協約は1対1なので、それぞれの協約内容が異なることになるが、実際の協議はこれに関わらず合同で行うべきと考えるが如何か。

<回答>

お見込のとおりである。

●（西海市）

期待を込めてご意見申し上げたい。

西海市と佐世保市は隣接自治体であるにも関わらず、直行で行けるような公共交通手段がない。今回の連携中枢都市圏形成の協議において、公共交通ネットワークの構築について期待したい。

あと、圏域全体の生活関連向上の件に係る、地域医療確保に関して、西海市は二次医療の病院がない。西海市においても二次医療病院の確保に取り組んでいるところであるが、医師の確保についての支援、対策について、是非、協議の内容に盛り込んでほしいと考えている。

<回答>

これまでも2次医療圏、また、消防等においても広域連携を行ってきている。今回の圏域協議においても、ご要望の点を含め、様々な形で議論を行っていかねばと考えている。

●（松浦市）

連携協約と、現在、既存の協議会等で行っている連携事業との関係性の整理はどう考えているのか。内容が重複しているものもあり、双方を残すということになれば、財政的な負担も含め効率が悪いと考えるがどうか。

<回答>

既存の協議会と連携事業の関連について、制度的には既存の協議会として存続させる必要があるとの判断に至った場合は、そのまま存続させることも可能であるが、連携事業の特徴は、自治法上、自治体の事務として位置づけられるところであるため、連携事務として行う必要があるとの結論に至ったものについては、協議会を解消し、連携協約に基づく連携事業として行うことも可能である。ただし、重複は合理的ではないと考えられるところもあるので、整理する必要があると考えている。

●（西海市）

連携事業を実際に行う場合は、佐世保市が事務局として事業推進を行うのか、各連携した自治体同士で協議を行っていくのか。また、それぞれの自治体で連携事業を実施する場合の予算措置の方法についてはどのように行うのか。

<回答>

事務については、中心市が圏域の住民の生活に対して責任がある役割を担う佐世保市にて行うこととなる。ただし、例外的に、中心となる自治体が、佐世保市以外の自治体である場合は、その自治体を中心となって事務を行う場合もある。

佐世保市が中心となる場合の推進体制については、今後、整理を行っていくこととなるが、基本的には交付税を活用しながら体制の強化を行っていく必要があると考えている。

予算措置については、連携協約の議決を頂いてからのこととなるが、議決を頂く年度の予算編成（平成31年度予算）において、各自治体で連携事業に必要な役割に応じて予算編成を行い、審議を受けていただくことになる。

●（松浦市）

スケジュール的には、平成31年度から連携事業を開始することとなるが、連携協約は時限立法的な期限付きなものなのか。また、事業が達成した場合は連携協約を終了となるのか。

<回答>

連携事業に期限を設けて行う場合は終了となるが、期限を設けない場合は継続となる。総務省の要綱内では連携協約に期限は設けないことになっている。このため、連携協約を構成する連携事業ごとに期限を設けることもあるが、連携協約については現在、期限を設けることは考えていない。

●（平戸市）

連携事業に数値目標の必要はあるのか。

<回答>

個票ごとに数値目標を設定することは、協議の中で決定していくことになるが、都市圏ビジョン内で大きな3つ取組である①圏域全体の経済成長のけん引、②高次の都市機能の集積・強化、③圏域全体の生活関連機能のサービス向上に対する成果指標（KPI）は設定する必要がある。

●（波佐見町）

10月までに連携事業の内容を確定させるとのことだが、それ以降に連携枠組みに入ることはできるのか。

<回答>

10月以降も連携協議に入ることは可能であるが、連携協約に係る期間的な問題や、枠組み決定後に連携事業参加される場合は、そのことによって圏域全体のまちづくりに影響が出る場合があり、10月までに十分に検討を行わせていただきたいと考えている。

●（議長：佐世保市長）

都市圏形成後、（事業見直し等に係る大きな区切りである）5年後に連携に入ることが可能かといった質問であれば、これは可能であるのか。

<回答>

オードソックスなルールではないが、可能であると考えている。

●（嬉野市）

現在、嬉野市では消防分野で広域連携を協定といった形で行っている。これを連携協約で行う場合は、どのような協定となるのか。例えば、既存の協約のうちの自治体が佐世保市と連携協約を結んだ場合は、既存の協定の行動は、連携協定とは別のものとなるのか。

<回答>

佐世保市を中心市とした連携中枢都市の事務として行う場合は、各自治体と連携協約を結び、これを都市圏ビジョンに記載し連携事業として行うこととなる。佐世保市を含まない場合は、従来の協定が存続していくこととなる。

例示による、既存の協議会の一部自治体が佐世保市と連携協約を結んだ場合の判断については、既存の協議会は既存

の協議会として存続し、連携協約に係るものは連携協約のものとして存続することとなる。

- (伊万里市)

議会への説明は各自治体で行っていくこととなると思うが、議会への説明はどのように、どのタイミングで行っていくのか。連携中枢都市宣言 前において、議会への説明を行っていても問題はないか。

<回答>

連携中枢都市宣言は、都市圏形成に係る佐世保市単独でのものであるため、これにとらわれず、各自治体の判断において、議会への報告は行って頂いておいたほうがよいと考えている。報告内容については、協議に係る一定の整理が幹事会等で行われたタイミング等で、各自治体の判断で行って頂いてよいと考えている。

- (平戸市)

意思決定の手続きについての「機関決定」について、どのようなものであるのか。決裁でよいのか。議会の議決であるのか。庁議の決定であるのか。

<回答>

議決が必要なものは、連携協約のみであり、機関決定については決裁でよいと考えている。

6. 意見交換

- (平戸市)

圏域の名称については、いつ確定するのか。

<回答>

圏域についての枠組みが確定する、概ね本年10月ごろを目途に確定させたいと考えている。

- (東彼杵町)

地方交付税の取り扱いについて、佐世保市に集中することとなる。そうするとこれまでの（各自治体に交付されていた）地方交付税が切り捨てになるのではないか。

<回答>

そのような情報は、今のところ聞いたことはない。

7. 閉会

- 閉会挨拶（佐世保市企画部長）